



安達悠司弁護士

自分が死んだ後に財産を分けるため、遺言を作ろうと思いません。自分で書くかと思いますが、公正証書にする方法もあると聞きました。どちらの方法がいいですか？

【質問】

相談室 弁護士 角街

《12》

読者のひろば

四天王

む夕日を拝むのは絶対に無理と 掌を合はせつつ 飲びてお
あきらめていたところ、落日間
際に雲間からまばゆい光が差 (大阪市北区、82歳、野村一
し、居合わせず皆さんと一緒に 郎、大阪市北区生瀬学習推進員)

遺言は自筆？
それとも公正証書？

【答え】

遺言には、本人が自筆する手書きの遺言と、公証人役場で公正証書を作成する方法があります(それ以外にもありますが、

ここでは省略します)。そして、大事な遺言であれば、公証人役場で、公正証書にしておくことを強く勧めます。
その理由は次の通りです。
遺言が活用されるのは、あなたの死後のことです。ですから、自筆の場合、本当にあなたが書いたかどうか、そのときあなたがどんな状態だったか、いつ書いたのか、証明してくれる人が、誰もいないおそれがあります。もちろん、誰かに託しておく方法もありますが、その方が今後ずっと明確に証言できる状態にあるとも限らないわけです。
公正証書の場合、証人の名立ち会いのもと、公証人という公務員が確認して、公文書として作成しますので、本人のものかどうか争われるおそれが格段に低くなります。せっかく書いた遺言が、それが有効かどうかを

めぐって、後々かえって争いの種となれば、何にもならないわけです。
では、自筆の遺言の使い道はないのでしょうか？
自筆の遺言のメリットは即時性、つまり、すぐに作る事ができるという点にあります。公正証書を作るには、公証人役場に電話で予約したり、必要な書類を準備するのに何日もかかりますので、それまでの間、万一にそなえて一時的に作成しておくものとしては使えると思います。
ただし、自筆の遺言は日付の記載や署名押印が必要とされるなど、法律上の細かい要件を満たしていなければ無効となってしまいますので、十分注意しましょう。
安達悠司(安達法律事務所、京都弁護士会所属)

「読者のひろば」は第2、4金曜日に掲載。



- 散歩道 随想や旅行記などを1000字以内で。
- 私の視点 時事評論などを800字以内で。
- 読者の目 写真を紹介するコーナー

職業(学校名) 電話番号を明記 〒531-0000 大阪市北区中津6-1-1 阪日日新聞編集局 「読者のひろば」 メールで投稿はドレスは次のメールアドレス: gainichi@nr 採用者には回進呈します。なや原稿の採否、合わせはお受たまた匿名希望重投稿は遠慮 ●我が家の宝 お子さまを育てるコーナー「森を募集していま項を明記の上、て大阪日日新聞宝」係へお送りお子さまは満1歳未満の1人(別)とし、氏名を付ける) 証書(両親の名前、続字以内)を明記 ●一日一笑 柳(1画) 大阪弁、あやちなんだ川柳をます。選者は、前垣和義氏で、ま心情をくすぐる好評です。「座を元気にする作日新聞」「一日いち川柳」係へお